

募 ベビーマッサージ講座
 問 生涯学習課社会教育班
 ☎801-5682 FAX883-7151
 ✉oubo.kyoiku@nagayo.jp

内 ベビーマッサージについての説明（効果、オイルなど）、マッサージ、トークタイム

定 各6組

料 無料

申 講座日、お父さま・お母さま・お子さまの氏名、お子さまの生年月日、住所、電話番号（携帯）、マッサージを受けるお子さま以外に同伴するお子さまの名前・年齢を記入のうえ、生涯学習課へ（窓口、電話、FAX、メール）

●ママベビマ（1月）

時 平成31年1月31日⑩10時～12時

所 北部地区多目的研修集会施設1階和室

対 平成30年7月～10月生まれ（目安）

ア 平成31年1月22日⑩

●パパママベビマ（2月）

時 平成31年2月17日⑩10時～12時

所 子育て支援センターおひさまひろば

対 平成30年8月～11月生まれ（目安）

ア 平成31年2月7日⑩



募 はじめてのスマートフォン&タブレット講座
 問 生涯学習課社会教育班
 ☎801-5682 FAX883-7151
 ✉oubo.kyoiku@nagayo.jp

対 町内在住の18歳以上の方（2日間受講）

内 1日目 スマートフォンの使い方

2日目 タブレットの使い方

定 各講座5～10人（5人未満の場合中止）

料 無料

申 講座名、氏名、年齢、住所、電話番号（携帯）、講座受講経験の有無を記入のうえ、生涯学習課へ（窓口、郵送、FAX、メール）

他 持ってくるもの 抽選はがき

（スマートフォン・タブレットは準備不要）

●はじめて（2月）

時 平成31年2月27日⑩・28日⑩

13時～15時

所 勤労青少年ホーム4階パソコン室

ア 平成31年2月8日⑩必着

●はじめて（3月）

時 平成31年3月27日⑩・28日⑩

13時～15時

所 勤労青少年ホーム4階パソコン室

ア 平成31年3月8日⑩必着



平成30年度第2回原爆被爆者健康診断を実施します

問 福祉課高齢者福祉係
 ☎801-5826

対象の方は受診してください。指定日に受診できない場合は、日程表内であればいつでも受診できます。

なお、被爆二世の健診もできますが、受診票が必要です。ご希望の方は福祉課へ申請してください。

※第二種健康診断受診者証の方は受診できません。

※各公民館などの開館時間は、9時からとなっています。皆さまのご協力をお願いします。

| 月 | 日 | 曜日 | 健診場所 | 受付時間 | 対象地区名 |
|----|----|----|---------------|----------------------|------------------------------------------------|
| 1月 | 9 | 水 | 老人福祉センター（1階） | 9時40分～11時 13時～14時 | 嬉里中央、三彩 ニュータウン東・中央・西、嬉里谷 |
| | 10 | 木 | 老人福祉センター（1階） | 9時40分～11時 13時～14時 | 青葉台、フォーレツインキャッスル、北陽台、下高田 南陽台、丸田谷 |
| | 11 | 金 | 老人福祉センター（1階） | 9時40分～11時 13時～14時 | 池山、皆前、日当野、まなび野東・西 南田川内、定林 |
| | 16 | 水 | 老人福祉センター（1階） | 9時40分～11時 13時～14時 | 辻後、内園 井手本、サニータウン北・南・東 |
| | 18 | 金 | 健康センター（4階） | 9時40分～11時 13時～14時 | 高田越、悠久荘、東高田 道の尾 |
| | 21 | 月 | 北部地区多目的研修集会施設 | 9時40分～11時 13時～14時 | 佐敷川内、舟津、上斉藤、川頭 岡中央、馬込一本松、岡岬、前田川内・浜崎、毛屋白津、塩床 |
| | 23 | 水 | 上長与地区公民館 | 9時40分～11時 13時～14時 | 上平、下平、三根、緑ヶ丘 木場、大越、横平 |
| | 24 | 木 | 健康センター（4階） | 9時40分～11時 13時～14時 | 百合野、百合野第2 百合野第1、西高田 |

～飲食店経営者の皆さまへ～

消防法令の改正に伴い、2019年10月から延べ面積150㎡未満の飲食店にも、消火器の設置が必要となります

※150㎡以上の場合は、従前から設置が義務づけられています

●新たに消火器が必要となる飲食店

次の全てに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務づけられます。

①飲食店の延べ面積が150㎡未満

②業として飲食物を提供するため、コンロなどの火を使用する設備または器具を設置している

※設備または器具に、防火上有効な措置（調理油過熱防止装置など）が講じられている場合でも、長崎市火災予防条例により消火器の設置が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●新たに設置した消防用設備などの点検・

結果報告の義務付け（消防法第17条の3の3）

機器点検 6か月に1回

点検報告 1年に1回（最寄りの消防署長あて）

●消火器の不適正販売・点検による高額請求にご注意ください

被害に遭わないための注意点

・消防職員や消防団員が消火器などの訪問販売（斡旋含む）をすることはありません。

問 中央消防署 ☎820-0119
 北消防署 ☎848-0119
 南消防署 ☎879-6119
 長崎市消防局予防課 ☎822-0429

- ・点検業者が来たときは、契約業者かどうか確認し、身分証明などの提示を求める。
- ・安易に書類などにサインや押印をしない。
- ・不正を感じたら、はっきりと購入、点検を拒否する。

●防火対策

①防災物品の使用

飲食店ではカーテンや布製のブラインド、じゅうたんなどは防火性能を有する防災物品を使用しなければなりません。

②厨房設備の点検、清掃

厨房設備が汚れていると、火が燃え移る恐れがあります。天蓋などの排気ダクトはこまめに清掃しましょう。

③調理中の火を「うっかり」

放置しない
 飲食店からの火災でもっとも多い原因です。従業員の防火意識を徹底しましょう。



年金だより

問 日本年金機構長崎北年金事務所
 ☎861-1354
 役場健康保険課年金係
 ☎883-1111（内線148）

新成人の皆さま おめでとうございます

20歳になったら国民年金

公的年金制度は、みんなで暮らしを支え合うという考えで作られた「世代と世代の支え合い」の制度です。国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、国民年金・厚生年金のどちらかの制度に加入し、保険料を納めることになります。

国民年金に加入している人で保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」（学生のみ）、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」（50歳未満）があります。

※審査は前年所得を基とするので必ずしも承認される訳ではありません。

国民年金や厚生年金などに加入すると“年金手帳”が交付され、あなただけの「基礎年金番号」が記されています。年金に関する問い合わせや手続き、就職の際にも必要ですので、大切に保管してください。

国民年金（基礎年金）3つのメリット

- ①老後を支えます…老齢基礎年金
- ②病気やけがで障害の状態になったときに支えます…障害基礎年金
- ③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子（18歳到達年度末日までにある子、または、障害のある20歳未満の子）を支えます…遺族基礎年金